

自動車リコールに関する調査について

調査概要

●調査の趣旨

自動車は、消費者にとって身近で不可欠な移動手段であり、保有車両数は79,111,681台(H22.2月末現在 国土交通省:自動車保有車両数統計に基づく)と広く普及しているが、その特性から設計や製作上の欠陥により事故又は不具合が発生した場合、消費者の安全・安心に与える影響は大きい。道路運送車両法では、自動車製作者等が、自動車の構造等が設計・製作に起因する保安基準不適合、またはそのおそれがある場合に改善措置を講じる際、国土交通省に届出ることとされているが、平成18年度以降3年間の自動車リコールの届出件数(対象台数)は、平成18年度300件(約6,968千台)、19年度310件(約4,267千台)、20年度295件(約5,350千台)となっている。国土交通省では、自動車リコールについて、平成19年度・20年度の2年間で検討を重ね、課題を明確にしてきた。また、平成22年2月、国土交通大臣は、国内メーカーのリコール問題に関連して、国における情報収集体制や技術検証の体制強化等、見直しの必要性を示した。一方、平成21年9月に消費者庁が設立され、消費者事故等の情報は、消費者安全法に基づき、行政機関の長等から内閣総理大臣(消費者庁長官)に対して通知することとされ、平成22年4月からは「事故情報データバンク」を開設し、消費者からの情報集約にも努めている。

これらの状況を踏まえ、消費者委員会としては、自動車の使用者である消費者の安全の確保の観点から、自動車リコールに関し、自動車の不具合・事故情報の収集・分析・公表やリコール等の改善措置の実施等への国等の対応が適切・迅速になされているか、改善の余地はないか、検討審議することを目的とし、実態把握のため、消費者庁及び消費者委員会設置法に基づく調査を実施するものである。

●調査項目

- 1 自動車の不具合・事故情報の収集の実施状況
- 2 自動車の不具合・事故情報の分析の実施状況
- 3 自動車の不具合・事故情報の公表の実施状況
- 4 自動車のリコール等の改善措置の実施状況

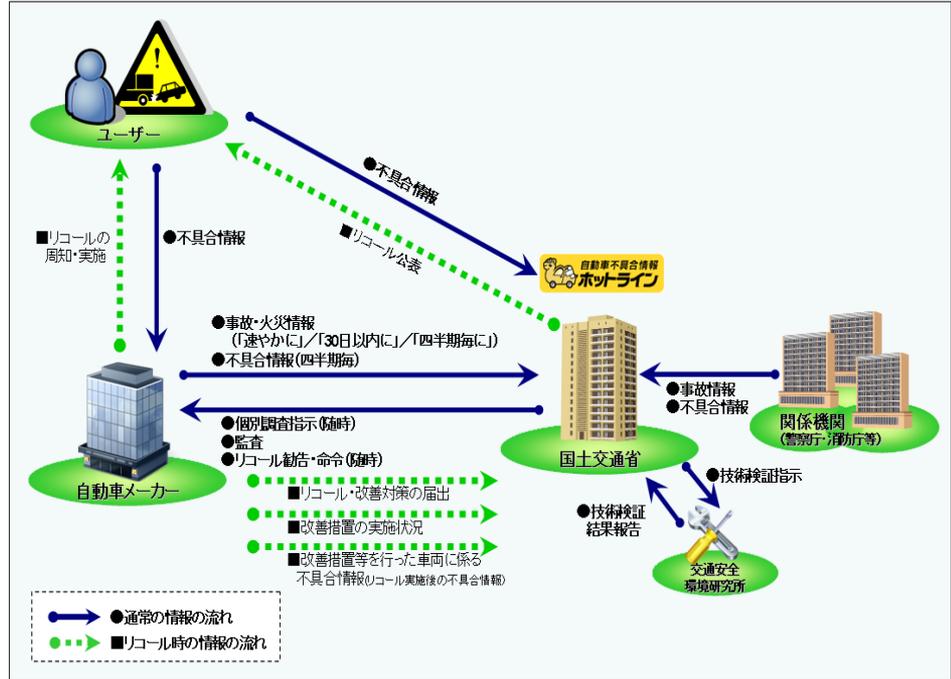
●調査対象

- 1 対象機関
国土交通省、消費者庁等
- 2 関連調査等対象機関
独立行政法人交通安全環境研究所、関係団体、自動車メーカー等

●調査実施時期

平成22年5月～

リコールに際しての情報の流れや行政の対応



調査事項

■情報収集

- ・事故・不具合情報の収集は適切かつ効果的に行われているか

■情報分析(原因究明や改善措置の検証)

- ・事故・不具合情報の原因究明は適切に行われているか
- ・リコール等の改善措置の検証は適切に行われているか

■情報公表

- ・消費者にとって必要な情報が分かり易く、迅速・確実に提供されているか

■回収及びその後のフォローアップ

- ・回収は迅速かつ適切に実施されているか